

## 再評価書

事業名	下水道事業（雨水）	事業区分	北勢沿岸流域下水道 (北部処理区) 関連 桑名市公共下水道事業	室名	桑名市 建設部下水道課
事業概要	工 期 (下段:当初)	H9年度～H27年度 H9年度～H27年度	全体事業費 (下段:当初)	6,047百万円(負担率:国0.5:市0.5) 5,022百万円	
事業目的及び内容					
<p>本事業は宅地化の進展に伴う桑名市街地の浸水防除を図るため、老朽化の進んだ甚内ポンプの改築および排水路の整備を行う。</p> <p>〔事業内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水区域面積 111.13ha(うち、認可区域 47.50ha)</li> <li>・ 排除方式 分流式</li> <li>・ 確率年 8年</li> <li>・ 降雨強度 <math>I_g = 7,603/(t+63)</math> 61.8mm/h (t=60分)</li> <li>・ ポンプ場整備 1箇所 (4台 10.335m³/s)</li> <li>・ 雨水管渠整備 幹線 L=2,140m、枝管 L=600m</li> </ul>					
事業主体の再評価結果					
<p>1. 再評価を行った理由</p> <p>事業採択後一定期間を経過し、継続中の事業であることから再評価を行う。</p>					
<p>2. 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>老朽化が進み排水能力が低下している甚内ポンプ場の改築を行うため、平成13年度には用地買収及び補償関係、平成15年度には放流先河川揖斐川の改修事業に合わせた樋管工事、平成18年度にはポンプ場築造に係る土木工事及び建設工事を完了し、現在は機械工事及び電気工事を進めている。</p> <p>今後の計画は、平成19年度末までに全体計画の半分の能力(約5m³/s)を有するポンプ施設を完成し、平成20年度から市道下深谷部東方線と市道蛎塚益生線の交差点付近までの幹線管渠の整備を順次進め、さらに、駅西土地区画整理事業と整合を図りながら雨水管渠の整備を行う。</p>					
<p>3. 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>本事業区域は、平成12年降雨、平成16年降雨など、近年でも浸水被害を経験しており、特に東方地域では雨水幹線の早期改修が強く要望されている。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浸水被害状況や住民ニーズ等を勘案した投資効果の高い事業を行うこと。</li> <li>・ 建設費および維持管理費の更なるコスト縮減を図り、下水道財源の健全化に努めること。</li> <li>・ 駅西土地区画整理事業との連携を図り、雨水管渠の早期改修に努めること。</li> </ul> <p>により、地域住民とのコンセンサスが形成されている。</p> <p>よって、下水道事業を巡る社会経済状況については、事業の促進に支障となるような、大きな変化はないものと捉えている。</p>					

#### 4. 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

本事業は平成9年度から事業を進めてきたが、今回初めて費用対効果分析を行った。

現在価値比較法 B（便益）= 14,344 百万円、C（費用）= 7,249 百万円

費用効果分析結果「B / C = 1.98」

##### 4-2 地元の意向

浸水被害軽減は、地元住民の切実な願いである。

東方地域では特に地元の浸水対策要望が非常に高く、駅西土地区画整理との連携を図った事業の促進が期待されている。

#### 5. コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

##### 5-1 コスト縮減

- ・ポンプ場の経済的で円滑な排水運転を目指した小降雨対応の排水ポンプの整備や台数分割による効率的整備の実施している。
- ・幹線水路整備の進捗に合わせた段階的整備を行い、事業効果に合わせた工事計画を策定している。
- ・ポンプ場の集中管理および外部委託化の実施により、維持管理の効率的な運用を図っている。
- ・現場条件の制限を受ける中で、より経済的で早期に効果の発現が可能な幹線ルートを選定している。

##### 5-2 代替案

事業採択から10年を経過し、既にポンプ施設が概成（事業費の39%）している。残る雨水管渠整備は駅西土地区画整理事業との整合を図りつつ、現場条件の制限を受ける中で、より経済的で早期に効果の発現が可能な幹線ルートを選定しているため、代替案立案の検討の必要性は小さいと判断している。

#### 再評価の経緯

本事業は、平成9年度から事業を進めており、今回初めて再評価を行うものである。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えている。